

令和2年3月2日

保護者の皆様

西条市立田野小学校長 村上 道子

臨時休業における学校でのお子様の預かり対応について（お知らせ）

余寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜びを申し上げます。日頃より本校の教育活動に対しご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため、現在のところ、令和2年3月4日（水）から令和2年3月25日（水）まで臨時休業となっております。

誠に急なことで、お子様や保護者の皆様には、大変なご心配やご負担をおかけしております。

本校では、愛媛県並びに西条市の対応を受け、やむを得ない理由により、日中お子様が自宅待機できない場合に、学校でお預かりいたします。

つきましては、下記の事項をご確認の上、希望される場合は、明日、令和2年3月3日（火）までに、お子様を通じて申し込み用紙を担任にご提出ください。

記

- 1 対象児童 第1学年から第3学年の児童と特別支援学級の児童
- 2 預かる日 3月4日（水）～3月19日（木）（月曜日から金曜日）
- 3 預かる時間 8：00～16：30
- 4 お子様の送迎 保護者の方が責任をもって送迎してください。
- 5 提出期日 令和2年3月3日（火）
- 6 備考  
(1) やむを得ない理由等必要事項を右記の申込書にご記入の上、ご提出ください。  
(2) ご不明なことや相談したいことがある場合は、学校（[TEL:68-7548](tel:68-7548) 本件担当：教頭）までご連絡ください。  
(3) 放課後児童クラブは開設します。時間帯は、14：30～18：00です。放課後児童クラブに加入している場合は、14：30からは放課後児童クラブでお預かりします。放課後児童クラブに加入していない場合は、8：00～16：30の間、学校でお預かりします。  
(4) 昼食・水筒の準備や学習道具、マスクの着用をお願いします。  
(5) 後日、預かりカードをお渡ししますので必ず持たせてください。  
(6) 申込み理由によって、お預かりの可否について検討・相談をさせていただく場合があります。

---

児童預かりについて（Q&A）

Q 「やむを得ない理由は、どんな場合ですか。」

A 「保護者が共働きや単身家庭で、近くに祖父母や親戚、知り合い等に預かってもらえるところがない。仕事を休むことができず子どもが小さいことや障がいがあることで自宅待機をすることができない。などです。」

Q 「学校で預かっている時にけがをした場合、保険はありますか。」

A 「日本スポーツ振興センターの保険は、現在のところの対応としては、臨時休業中であるので適応になりませんので、関係機関と交渉中です。」

学校での預かり申込書

西条市立田野小学校長 様

下記の理由により、児童を学校で預かっていただきますよう申し込みます。

学年	年	児童名	
保護者名			印
理由			

- 下の表に現在の予定での預かり希望時間帯をご記入ください。
- 学校で預かる時間帯は
  - ・児童クラブに加入しているお子様→8:00～14:30  
(14:30からは児童クラブへ)
  - ・児童クラブに加入して加入していないお子様→8:00～16:30
- 児童クラブに加入しているお子様で、14:30以降児童クラブに行く場合は、「児童クラブ」の欄に○をつけてください。

	預かり 希望日 (希望日に○)	登校時刻	下校時刻	児童 クラブ
3月 4日 (水)				
3月 5日 (木)				
3月 6日 (金)				
3月 9日 (月)				
3月10日 (火)				
3月11日 (水)				
3月12日 (木)				
3月13日 (金)				
3月16日 (月)				
3月17日 (火)				
3月18日 (水)				
3月19日 (木)				

- 予定が変わりましたら、その都度お知らせください。